

議案第4号

北名古屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律の公布施行に伴い、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。